



もしも、虐待を受けたと思われる児童を発見したらあなたは迷わず「通告」できますか？

もう迷わない！ 通告 Q & A

Q1 「通告」とは、どのようなことをいうのですか？

A 虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、その内容を児童相談所等に「連絡」することです。

補足説明

児童虐待防止法では「虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、児童相談所等に通告しなければならない。」と規定しています。また、児童が危険な状態など緊急の場合には、110番通報する必要があります。

Q2 通告は、いつすればよいのですか？

A 虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、速やかに通告する必要があります。

補足説明

児童虐待防止法では「虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、児童相談所等に通告しなければならない。」と規定しています。このような児童を発見した場合には、ためらわずに連絡し、児童を虐待から救うための行動を起こすことが重要です。

Q3 「虐待を受けたと思われる」とは、どのようなことをいうのですか？

A 児童虐待を裏付ける事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見て主観的に“児童虐待があったと思うであろう”という場合でよいとされています。

補足説明

児童が虐待を受けていることが直接確認されていない場合であっても、児童や家庭の様子などから虐待が疑われる場合は、通告する必要があります。

Q4 通告する場合、名前や住所を告げますか？ また、通告者の秘密は守られますか？

A 名前や住所を告げなくても構いません。また、通告をした方や通告内容等についての情報が漏れることはありません。

補足説明

通告は「匿名」で行うことも可能です。また、児童虐待防止法では、「通告を受けた児童相談所等は、当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定しています。

Q5 児童虐待を受けた疑いがあり通告したが、虐待が認められなかった場合どうなりますか？

A 児童相談所等が調査した結果、虐待の事実が認められなかったとしても、通告をした方が責任を問われたり、処罰されることはありません。

補足説明

児童虐待の確信がないからと見過ごすことの方が、後に最悪な結果を生じさせるおそれがあります。調査の結果、虐待が認められなくても処罰されることはないので、ためらわずに通告することが重要です。

Q6 児童相談所は通告を受けた後、どのような対応をするのですか？

A 必要に応じて、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の協力を得ながら、児童と面接などをして、児童の安全を確認します。

補足説明

児童虐待が行われているおそれがある場合には、保護者への出頭要求や家庭への立入調査などを行い、児童の安全を確認するほか、緊急に児童を保護する必要があるときには、児童を一時保護します。

名前・住所不要

通告した方の

疑いがあれば

匿名
OK

秘密
厳守

確認
不要

通告
します！



虐待を受けたと思われる児童を発見した方には、「通告」の義務があります。あなたの連絡が、子どもを救うことにつながります。